

ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム設立規約

第1条（プラットフォームの目的）

ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム（以下、「NPE プラットフォーム」という）は、2024 年 3 月に策定された「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」における国の施策によるバックアップ（基盤環境整備のうち、機運醸成、ネットワーク形成）の一環として、企業・団体・機関・自治体（以下、「企業等」という）の間の互助・協業の取組推進を通じて企業等の成長を促進することを目的とする。

第2条（規約の適用）

この規約（以下、「本規約」という）は、NPE プラットフォームの活動（第5条に定義）、NPE プラットフォーム会員（第4条に定義）間及び NPE プラットフォーム会員と NPE プラットフォーム事務局（第3条に定義）との関係の一切に適用される。

第3条（NPE プラットフォームの運営）

- 1 NPE プラットフォームの運営は NPE プラットフォーム事務局（以下、「事務局」という）が行う。
- 2 事務局は環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室又は委託を受けた事業者が担当する。

第4条（NPE プラットフォーム会員の要件）

- 1 NPE プラットフォーム会員は、「ネイチャーポジティブ経営を推進する企業等（NPE パートナーズ）」と「ネイチャーポジティブ技術を有する企業（NPE ソリューション・パートナーズ）」に分類され、この2分類の会員を総称して「NPE プラットフォーム会員」とする。
- 2 NPE プラットフォーム会員は、次の各号の会員要件に適合する企業等で、本規約に同意することを記した所定の申請書を事務局に提出し、事務局が参加を認めた企業等とする。
 - (1) 下記の NPE プラットフォーム会員コミットメントに同意すること。
 - ・生物多様性及び自然資本に配慮した経営、事業展開を目指す。
 - ・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で採択された 2030 年ミッション「生物多様性の損失を止め反転させる」ための緊急の行動をとる、すなわち「ネイチャーポジティブ」な経営が、社会経済活動を持続可能とするために必要であると認識し、ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて、企業等間での互助・協業を図る。
 - ・ネイチャーポジティブ経済移行戦略に掲げる「価値創造プロセスの実現に当たって押えておくべき要素（行動指針）」を踏まえたうえで、ネイチャーポジティブ経営に移行すること。
 - (2) NPE プラットフォーム会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。
 - (3) NPE プラットフォーム参加によって知り得た情報について、情報提供者の許可なく発表、公開、漏洩しないことに同意すること。
 - (4) NPE プラットフォーム会員は、NPE プラットフォームの活動に対して、可能な限り事務局に協力すること。

第5条（NPE プラットフォームの活動）

- 1 NPE プラットフォームは、企業等間で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」「生物多様性国家戦略 2023-2030」「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」等に整合する目標設定や目標の達成に向けた取組、地域ぐるみのネイチャーポジティブ経済の実現に向けての取組及びこれらに係る課題解決に向けた取組に関する活動を行う。
- 2 前項を進めるため、NPE プラットフォームには、ネイチャーポジティブ経済に関する最新動向等の情報を掲載するほか、NPE プラットフォーム会員の取組紹介、NPE プラットフォーム会員や自治体等も含めたビジネスマッチングの促進等に資する機能を搭載する。
- 3 事務局は、NPE プラットフォームの活動内容や NPE プラットフォーム会員の設定した目標や取組内容等について情報発信を行う。
- 4 NPE プラットフォームの活動については、事務局により年度毎に見直しを行う可能性がある。

第6条（権利の帰属）

- 1 NPE プラットフォームに関連する情報発信にあたって、NPE プラットフォーム会員から提出された資料等の著作権については、提出者に属するものとする。ただし NPE プラットフォームにおいて公開された情報については、環境省ホームページの著作権に関する規定に則り、原則として二次利用を許諾されたものとして扱う。
- 2 NPE プラットフォームにおいて公開する NPE プラットフォーム会員が著作権を有する資料等のうち、二次利用を許諾しないものについては、NPE プラットフォーム会員から事務局に申請し、事務局が認めたものについては、二次利用を許諾しない掲載物として NPE プラットフォームに掲載する。
- 3 事務局から NPE プラットフォーム会員に提供された資料等の情報については、第三者が権利を有するものを除き、環境省又は環境省から委託を受けた事業者に属し、NPE プラットフォーム会員は社内利用（連結の子会社も含む）に限り非独占的使用権を許諾されるものとする。
- 4 NPE プラットフォームにおいて、環境省の判断により Web サイトの編成・削除等を実施する場合は、一定の通知期間を経て実行する。編成・削除等に問題がある場合、当期間に申し出ることとする。

第7条（秘密の保持）

NPE プラットフォームへの参加によって、他者から秘密情報として指定された情報を得た場合は、本規約や自社の規定及び法令に沿って秘密の保持を行う。

第8条（担当者・参加者）

- 1 NPE プラットフォーム会員は、事務局の定める方法により当該会員における担当者を届出る。
- 2 NPE プラットフォーム活動に関する参加者の資格は、会員である法人の役員又は社員である者に限るものとする。ただし、担当者から第三者の参加について申出があつて、事務局が認めた場合はこの限りではない。

- 3 NPE プラットフォームに関する参加者の行動については、所属する会員である法人が一切の責任を負うものとする。

第9条（変更の届出）

NPE プラットフォーム会員は、事務局に届出た法人名や担当者等の登録情報に変更が生じた場合、速やかに事務局に届出るものとする。

第10条（費用負担）

- 1 NPE プラットフォームへの参加に関わる費用は、無料とする。
- 2 NPE プラットフォーム会員の NPE プラットフォームに関する活動内容の実施に要する交通費等の一切の実費は、自らが負担するものとする。ただし、事務局が認めた場合はこの限りではない。

第11条（免責）

- 1 NPE プラットフォーム会員は、当該会員自らの活動内容の実施についての行為とその結果について一切の責任を負うものとし、事務局に活動内容の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し何らの保証も求めない。
- 2 NPE プラットフォーム会員は、当該会員自らの活動内容の実施に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。

第12条（NPE プラットフォーム会員資格の取消し）

NPE プラットフォーム会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局は催告なく NPE プラットフォーム会員としての資格を取消することができる。

- (1) 事務局や他の会員に対して虚偽の事実を申告した場合。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特別調停その他倒産関連処方に基づく申立てを受け又は自ら申立てた場合若しくは私的整理を開始した場合。
- (3) NPE プラットフォームやその活動内容の名誉又は信用を著しく損なう行為があったと認められる場合。
- (4) 本規約の重大な違反行為があった場合。
- (5) その他、事務局が会員として適当でないと判断した場合。

第12条の2（暴力団排除条項）

- 1 NPE プラットフォーム会員は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと及びび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 NPE プラットフォーム会員は、第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
- 3 事務局は、NPE プラットフォーム会員が前各項に違反し又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明するなど、NPE プラットフォーム会員として不適切である場合、何らの催告なしに直ちにNPE プラットフォーム会員の資格を取り消すことができる。
- 4 事務局は、前項の規定によりNPE プラットフォーム会員資格を取り消した場合、相手方に損害が生じても、何らこれを賠償又は補償することを要しないものとする。

第13条（退会）

NPE プラットフォーム会員は、事務局に退会を申出て事務局から認められた場合、プラットフォームの退会をすることが出来る。

第14条（規約の変更）

- 1 事務局は、NPE プラットフォームの運営上必要が生じた場合、予告なく本規約を変更することができる。
- 2 事務局は、規約を変更した場合NPE プラットフォーム会員に速やかに周知する。

第15条（準拠法、合意管轄）

- 1 活動内容に関する準拠法は日本法とする。
- 2 活動内容に関するNPE プラットフォーム会員と事務局との間の争いについては、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（信義誠実）

本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、NPE プラットフォーム会員、事務局共に誠意をもって協議し、信義に則して解決する。

附則 本規約は令和7年1月27日に制定され、同日より実施する。

以 上